

財産の処分について

下記のとおり財産を売却処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終 止

記

1 処分する財産の所在及び面積

霧島市国分重久字仁蓮木269番3	宅地	2,215.86㎡
霧島市国分重久字仁蓮木294番1	〃	333.09㎡
霧島市国分重久字仁蓮木294番2	〃	18㎡
霧島市国分重久字仁蓮木294番3	〃	393㎡
霧島市国分重久字仁蓮木269番11	〃	495.85㎡
霧島市国分重久字仁蓮木269番12	〃	4,274.22㎡
霧島市国分重久字仁蓮木269番13	〃	859.76㎡
霧島市国分重久字青餅田20番12	〃	187.07㎡
		計8,776.85㎡

2 処分の目的

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく養護老人ホーム国分舞鶴園の民営化にあたり土地を有償譲渡しようとするものである。

3 処分の方法

随意契約による

4 処分子定価格

金134,000,000円（1㎡あたり 15,300円）

5 処分の相手方

住 所 霧島市国分清水五丁目1番49号

氏 名 社会福祉法人 政典会 理事長 鎌田 善政

（提案理由）

霧島市保健福祉民営化実施計画に基づく養護老人ホーム国分舞鶴園の民営化にあたり、土地を有償譲渡しようとするものである。